

地域みなさんが いつまでも元気でほのぼのと おだやかな暮らしができるように

ケアプランの作成・介護認定の申請手続きをおこないます



各種在宅サービスや介護保険施設を利用するには、介護保険の申請、**ケアプラン**の作成が必要です。**ケアプラン**は保健・医療・福祉の専門的な知識と情報を持つ資格者、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成します。

ケアマネジャーとは…

介護認定の申請手続きから介護保険施設、各種在宅サービス事業所との連携・調整を行ない、介護を受ける方のご希望にそった**ケアプラン**をご家族と一緒に考えご提案いたします。

サービス内容

- ケアプラン（居宅サービス計画書）の作成
- 介護認定の申請手続き相談
- 地域みなさまの介護相談

相談時間

8:30～17:00

おやすみ

土・祝日

（日曜日は当番制で営業中）



介護保険指定事業所番号 0770303634

株式会社 ひふみ

〒963-0207 福島県郡山市鳴神3丁目67

☎ (024) 973-6088

FAX (024) 973-6096

✉ honobono-f@hifumi2011.com

www.hifumi2011.com

いつまでも
自分らしく暮らしたいから

地域の寄り合い所

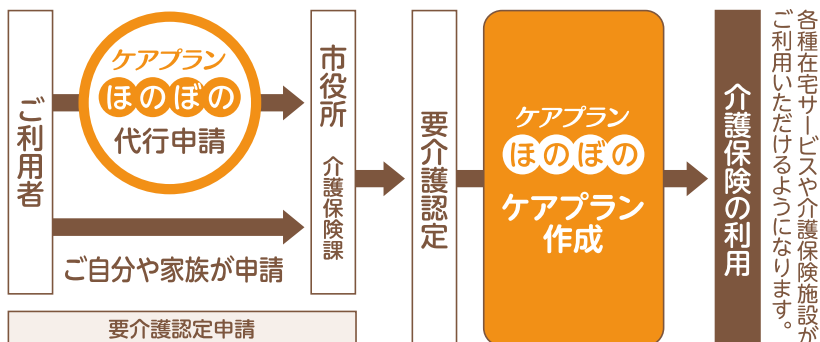
かいごの窓口

ケアプラン

ほのぼの

かいごのご相談はどんなことでも
お気軽にご相談ください。

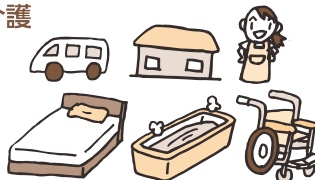
介護保険の利用手続きとサービス内容



介護保険でご利用できるサービス

【居宅サービス】

- 通所介護(デイサービス)
- 通所リハビリ(デイケア)
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 訪問看護
- 訪問介護
- 訪問リハビリ
- 訪問入浴
- 福祉用具貸与
- 福祉用具購入
- 住宅改修



【施設サービス】

- 介護老人福祉施設(特養)
- 介護老人保健施設(老健)
- 介護療養型医療施設

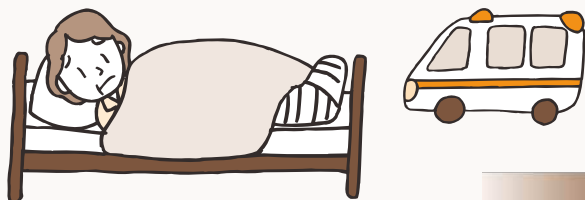


介護を受ける方が安全で快適な生活を送るにはかかりつけ医や各種医療機関、各種施設、訪問看護ステーションなどのサービス事業所と密接な連携を保つ必要があります。ケアプランほのぼのでは、関係する各機関との協力体制を整えながら、すべてのご利用者にとって最適なケアプランをご提案いたします。

ケアプランでご利用者もご家族もハッピーに! いったいどんなときに介護サービスを利用できるの?

郡山市のSさんの場合 (80才 女性 要介護4)

- 自宅で転倒し足を骨折
ギプスで固定され安静にしていたため
治ってから歩くことができなくなりました



- 車椅子の生活がはじまり
車椅子への移動・
トイレ・お風呂も
介助が必要に



ご家族がケアマネジャーに相談

介護保険を利用するために要介護認定を申請

ケアプランの作成

1【週2回のデイサービス】

- 9:30 自宅までお迎え
↓
10:00 } デイサービス(入浴・食事・リハビリ)
16:30 }
↓
17:00 自宅着 (通称:おむつ券)

2【郡山市の日常生活用具用品券助成】

Sさんはデイサービスに通うことが楽しくなり、週2回から始めたデイサービスが2か月後には週4回通うようになっていました。リハビリの効果もあり、車椅子だったのが歩行器を使って歩けるまでに回復しました。

● ご利用者のメリット

- ・お風呂に入ることができる
- ・歩く練習(リハビリ)ができる
- ・家族以外の人と交流できる
- ・元気になる

● ご家族のメリット

- ・介護の負担が減る(週2日休息の時間が持てる)
- ・無理のない費用負担になる
- ・元気になる

Sさんの毎月の費用

デイサービス料金

基本料金	1,013円(1割負担分)
加算(入浴・機能訓練など)	104円(1割負担分)
昼食代	500円(実費分)
合計	1,617円(1日当たり)

合計 14,553円
(9回利用/月)

